

宇都宮市農業再生協議会

（営農計画書配付時）

【内容】

- | | |
|-------------------------------------|------|
| ① 営農計画書等の提出書類について | …P1 |
| ② 営農計画書等の配付から提出までの流れ | …P2 |
| ③ 令和7年度の水田活用の直接支払交付金等の主な
変更点について | …P3 |
| ③ 水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について | …P5 |
| ④ 水張り実施状況申告書等の提出について | …P6 |
| ⑤ 需要に応じた米づくり等のお知らせ | …P10 |
| ⑥ 確認事項及びホームページのご案内 | …P11 |
| ⑦ 令和7年度主食用米作付参考値について | …P12 |

営農計画書等の提出書類等について

No.	書類名	提出者
1	水田作付実施計画及び営農計画書	全員
2	経営所得安定対策等交付金交付申請書	該当者
3	農業構造改革事業交付金等交付申請書	該当者
4	地域内調整申出書	該当者
5	農作業受委託契約書	該当者
6	一部作付地実測平面図用紙	該当者
7	面積換算表(加工用米、備蓄米、新市場開拓用米)	—
8	畑地の営農計画書	該当者

【問い合わせ先】

窓口	電話番号
宇都宮市農業再生協議会事務局	632－2458
宇都宮農業協同組合 南部営農経済センター	656－8484
宇都宮農業協同組合 北部営農経済センター	665－0550
宇都宮農業協同組合 上河内営農経済センター	674－2164

【3月上旬頃】

営農計画書等の提出は、農家ごとに行っていただきます。農家の皆様におかれましては、営農計画書等の記入後、各自で回収ボックスに投函してください。

★ 原則として、回収ボックスへの提出となりますが、営農計画書等の記入方法について、不明な点がある場合には、別途、地区ごとに「相談受付日」を設けますので、必要に応じてお越しください。

- 次の場所に、営農計画書等の提出用の回収ボックスを設置します。

※ 提出する際は、書類が入っていた封筒に入れて提出してください。

※ 回収ボックスへの提出が難しい方は、宇都宮市農業再生協議会事務局にご相談ください。

地区	回収ボックス設置場所	回収時間
東部 (平石, 清原, 豊郷)	JAうつのみや 平石支所, 清原支所 豊郷支所	9:00~15:00
西部 (中央, 城山, 姿川)	JAうつのみや 中央支所, 宝木出張所 城山支所, 姿川支所	9:00~15:00
南部 (瑞穂野, 横川, 雀宮)	JAうつのみや 南部営農経済センター	9:00~17:00
北部 (国本, 富屋, 篠井)	JAうつのみや 北部営農経済センター	9:00~17:00
	宇都宮市篠井地区市民センター	
上河内	JAうつのみや 上河内営農経済センター	9:00~17:00
河内	JAうつのみや 河内支所	9:00~15:00
	上河内営農経済センター	9:00~17:00

※ 不明な点がある場合は、宇都宮市農業再生協議会事務局（028-632-2458）又は各営農経済センターまでお問い合わせください

※（JA うつのみやの各金融支所，市地区市民センター等では，営農計画書等の記入方法等について御案内できません。）

令和7年度の水田活用の直接支払交付金等の主な変更点について

1 水田活用の直接支払交付金関係

飼料用米の戦略作物助成における「一般品種」への助成の段階的引下げ

- ・ 令和6年度から、飼料用米の一般品種の支援水準が段階的に引下げ
- ・ 飼料用米の専用品種（多収品種）については、従来と同様の支援が継続

	令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
多収品種	従来どおり 数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a（標準単価8万円）			
一般品種	数量に応じて、 5.5～10.5万円/10a （標準単価8万円/10a）	数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a （標準単価7.5万円/10a）	数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a （標準単価7万円/10a）	数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a （標準単価6.5万円/10a）

2 産地交付金【県設定枠】

露地野菜（新規分・団地化）への助成の新設

- ・ 新規に露地野菜の作付拡大を図ることに加え、団地化要件を満たした取組面積に加算して10aあたり10,000円の助成を行う。
- ・ 詳細な要件等については、県より情報提供があり次第、お知らせいたします。

3 産地交付金【市設定枠】

（注）助成単価は全て10aあたりの金額で表記しています。

① 飼料用米等の生産性向上の対象品種の見直し

国において、飼料用米の一般品種は令和6年度から支援水準を段階的に引き下げられていることを踏まえ、対象品種を多収品種のみとした。

令和6年度	令和7年度
対象者：担い手 対象品種：米粉用米 飼料用米（一般品種） 飼料用米（多収品種） 作付面積：要件なし 助成単価：2,600円	対象者：担い手 対象品種：米粉用米 飼料用米（一般品種） 飼料用米（多収品種） 作付面積：要件なし 助成単価：2,600円

② 麦・大豆の生産性向上の単価見直し

輸入依存度が高く、需要が見込める「小麦」の支援を拡充するため、助成単価を現行単価の2倍に引き上げる。

令和6年度	令和7年度
対象者：担い手 対象品種：麦・大豆 作付面積：要件あり 助成単価：1,800円	対象者：担い手 対象品種：麦・大豆 作付面積：要件あり 助成単価：小麦3,600円 二条大麦1,800円 大豆1,800円

③ 麦・大豆の生産性向上（組織加算）の単価見直し

地域の営農体制の強化に向け、「組織化」を促進するため、助成単価を現行単価の2倍に引き上げる。

令和6年度	令和7年度
対 象 者：麦・大豆の生産性向上の対象 となっている法人又は集落 営農組織 対象品種：麦・大豆 作付面積：要件なし 助成単価：700円	対 象 者：令和6年と同様 対象品種：麦・大豆 作付面積：要件なし 助成単価：1,400円

【農業構造改革事業（市・JA費交付金）関係】

（注）助成単価は全て10aあたりの金額で表記しています。

① 飼料用米生産振興事業の廃止

令和6年度から支援水準を段階的に引き下げている国の方向性を踏まえ、当事業は廃止とする。

事業内容	令和6年度	令和7年度
対 象 者：担い手 対象品種：一般品種及び多収品種 作付面積：要件なし	1,400円	廃止

② 飼料用米作付支援事業（水田）の新設

①の事業廃止に伴う、激変緩和策として、当事業を創設し、一般品種に対する支援を行う。

事業内容	令和7年度
対 象 者：担い手 対象品種：一般品種のみ 作付面積：要件なし	1,000円

③ 麦・大豆生産拡大事業の交付単価見直し

産地交付金での組織化への支援「③ 麦・大豆の生産性向上（組織加算）」を基本とし、大豆の現行単価を1/2に引き下げる。

事業内容	令和6年度	令和7年度
対 象 者：担い手 対象品種：麦・大豆 作付面積：要件あり	小麦 600円 二条大麦 600円 大豆 1,000円	小麦 600円 二条大麦 600円 大豆 500円

※ 助成単価：小麦・大豆は60kgあたり、二条大麦は50kgあたり

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について

国において、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しが進められており、併せて、現行ルールの再徹底が求められています。

農業者の皆様におかれましては、「水田活用の直接支払交付金の交付対象水田」の現行ルールや5年間で的水稲作付けの方針について、御承知おきくださいますようお願いいたします。

1 国の見直し内容

国は、麦などの転換作物（畑作物）の生産が定着した農地は畑地化を促し、水田機能を維持しつつ転換作物を生産する農地については、水稲と転換作物とのブロックローテーションによる地力の回復と収益性の向上を促すことを目的とし、**次のとおり、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田を見直す方針を示しています。**

(1) 見直し内容

令和4年度以降、5年間で一度も主食用米や加工用米等の水稲の作付けが行われていない農地については、その翌年度（令和9年度）以降、交付対象水田から除外する。

(2) 例外

- ・ 水稲の作付けがない場合であっても、**湛水管理（※）を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は、交付対象とされます。**
- ・ また、「災害復旧」や「基盤整備」に関連する事業が実施されている間は、5年間に一度も水稲作付けが行われない場合も、交付対象とされます。

※ 「湛水管理」とは、「水田を水で満たす状態にすること」をいう。

【注意事項】

引き続き、交付対象水田とするためには、5年間に一度、水稲の作付けをするか、1か月以上の湛水管理を行う必要があります。

令和8年度までに、水稲の作付け又は1か月以上の湛水管理を行えば、それ以降、継続的に交付対象水田とされるものではありませんので、御注意ください。

2 交付対象水田の現行ルール

国から、上記1の見直しと併せて、現行ルールの徹底を求められています。
次の農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されます。

【水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地】

1 水田機能を喪失した農地

- ・ たん水設備（畦畔）を有しない農地
- ・ 所要の用水を供給する設備を有しない農地
- ・ 土地改良区内において賦課金が支払われていない農地

2 作物の作付けが3年連続して行われておらず、翌年度も作付けされない農地

⇒ **営農計画書に、「畦畔や水利機能がない場合」の申告欄があります。**

「畦畔」や「水利機能」を喪失し、水稲の作付けを行うことができない農地がある場合は、申告により把握しています。

水張り実施状況申告書等の提出について

○ 概要

国の要綱改正に伴い、令和５年度から「水張り実施状況申告書」の提出を受付しておりますが、令和７年度より提出物の変更がありますので、お知らせいたします。

１ 変更内容

【変更前（令和５年から６年度）】

水張りの実施状況が確認できる写真１枚の提出をもって、水張りの実施状況を確認することとします。

【変更後（令和７年度）】

写真は「水張り初日」と「１か月以上経過した日」の合計２枚を提出をもって、水張りの実施状況を確認することとします。

【重要】ほ場ごとに必ず写真を２枚提出

２ 提出物

- ・ 水張り実施状況申告書
 - ・ 「水張り初日」と「１か月以上経過した日」の合計２枚の写真
- ※ ほ場全体の水張りの実施状況が確認できるよう撮影してください。
- ※ 必ず、写真裏面又は余白に所在地の記載をしてください。

３ 注意事項

- ・ 水稻（主食用米，飼料用米，加工用米等）を作付している旨，営農計画書で申告している場合には，申告書及び写真の提出は不要です。
- ・ ４年間連続で不作付が継続した場合など，既に交付対象外水田となっているほ場については，申告書及び写真の提出があった場合でも，交付対象外水田のままです。

４ 提出方法

事務局 又は ＪＡうつのみや各営農経済センターに御提出ください。

- ※１ １か月以上の湛水管理を実施後，速やかに提出してください。
- ※２ 事務局への返信用封筒が必要となる場合は，事務局に御連絡をお願いします。
- ※３ 申告書及び写真を電子データにより提出することを希望する場合は，事務局に御相談ください。

申告書の必要事項の記載がない場合や，ほ場全体の水張りの実施状況が確認できない場合，写真裏面又は余白に所在地の記載がない場合など，提出書類に不備がある場合は，有効な書類として受付できませんので御注意ください。

【重要事項】

- ・ ほ場ごとに写真2枚提出
- ・ 写真の裏面の余白に必ず所在地を記載

申告日 年 月 日

水張り実施状況申告書

(「水張りの実施状況が確認できる写真」(※1)を水田ごとに2枚提出すること)

水田の水張り(湛水管理)を行いましたので、次のとおり申告します。

世帯番号

氏名

No.	所在地(※2)	水張り期間	水張り日数(※3)	備考
例	旭1丁目 110	令和●年7月5日 ~ 令和●年8月5日	32日	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(※1)「水張りの実施状況が確認できる写真」の裏面(余白)には、必ず所在地を記載すること。

(※2)「所在地」は、水田の営農計画書の所在地を確認の上、記載してください。

(※3)「水張り日数」は、水田が水で満たされた状態で「30日以上」である必要があります。

水張りの実施状況が確認できる写真（撮影例）



写真は水田全体が映る
ように撮影すること。

写真の余白（裏面）に所
在地を記載すること。

旭1丁目110

- ※1 水田全体が映るよう写真を撮影してください。
（水田全体に水張りが実施されていることが確認できるよう写真を撮影してください。）
- ※2 提出する写真は、普通紙に印刷したものでも可（カラー印刷であること）
- ※3 写真の裏面（余白）には、必ず所在地を記載してください。

農業者の皆さまへ

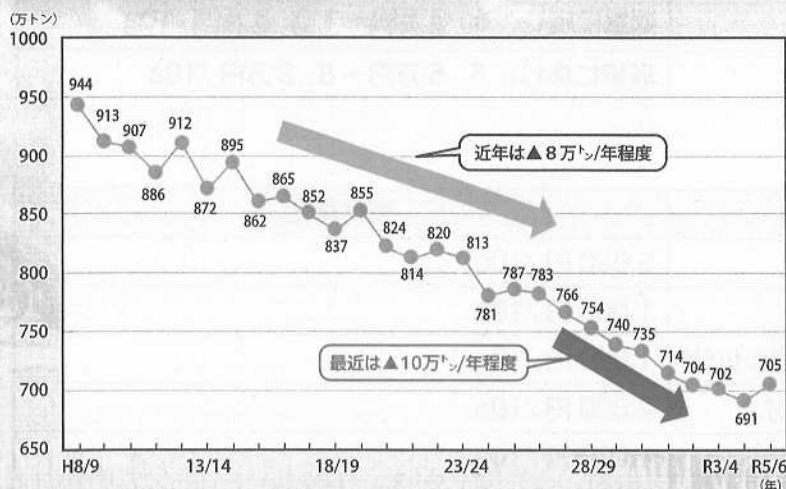
令和7年産の**主食用米の生産**においては、



「作付参考値」を踏まえながら**計画的な生産**に取り組みましょう！

◎令和7年産においても、農業再生協議会から農業者の皆さまに「作付参考値」が提示されます。
(県産米の需要に見合った作付面積として算出したものが「作付参考値」です。)

【米の消費量の推移】

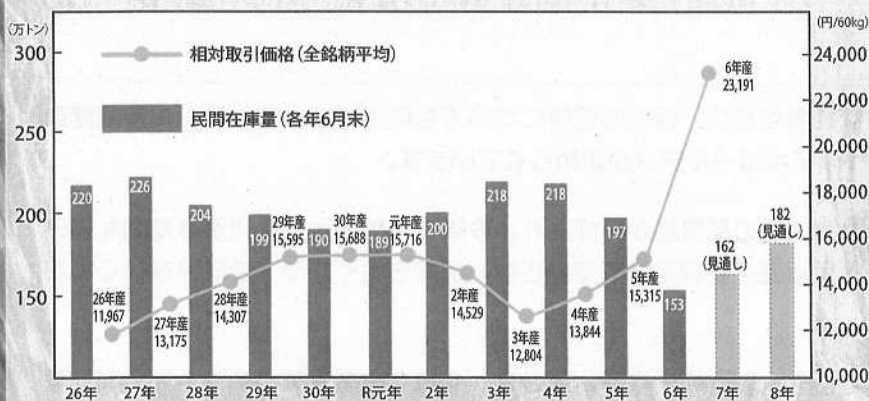


米の消費量は、人口減少に加え、
1人当たりの消費量も減少していることから、**毎年10万トン程度減少**しています。

1人当たり消費量…ピーク時の半分以上に減少
1962年度(ピーク) ⇒ 2023年度
118.3kg **56.7kg**



【6月末在庫量と価格の関係】



注:相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで、(令和6年産は6年10月の速報値)の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている。

米の在庫と価格は密接に関係しており、**在庫が増えれば米価は下がり、在庫が減れば米価は上がる傾向**にあります。

令和7年産で**主食用米の過剰生産**となれば**在庫増**となり、それ以降米価の大幅下落も懸念されます。

適正な在庫を保ち、米価を安定させるためには、
引き続き「**需要に応じた生産**」に取り組むことが必要です！

経営主が変わった場合、変更届出の提出をお願いします

- 「老齢」、「経営移譲」、「死亡」等の理由により、営農計画書（水田台帳）の世帯責任者が変更となる場合、名義変更のための書類を提出いただく必要があります。
- 令和7年度営農計画書について、世帯責任者が変更となる場合は、必要書類をお送りいたしますので、下記の事務局まで御連絡ください。（変更がない場合は手続不要）

＜営農計画書（抜粋）＞

宇都宮市農業再生協議会 行			
令和7年度 水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稻共済耕地情報申告票〕			
※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱について承諾します。 ※網掛表示の水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田です。（年連続不作付、畦畔・水利なしなど）			
市町村名： 栃木県宇都宮市	フリガナ： サイセイ キョウタロウ	氏 名： 再生 協太郎	住 所： 〒320-0818 旭1丁目1番5号
地区CD名： 018 その他	集落CD名： 001 その他	農家番号： 9999	TEL. 028-632-2458
協議会名： 201 宇都宮市農業再生協議会	認定状況： 認定なし	人・農地プラン： 登録なし	コード： 9999999
世帯番号： 999999			

経営主に変更がないか確認をお願いします。

宇都宮市農業再生協議会のホームページをご覧ください

宇都宮市農業再生協議会のホームページでは、農業者の皆様にお知らせする事業や経営所得安定対策のほか、国の新規事業、緊急対策等について、随時、情報を掲載しています。

是非、確認をお願いします。

【宇都宮市農業再生協議会ホームページ】

宇都宮市農業再生協議会

検索



QRコードからアクセス



令和 7 年 1 月 2 9 日

農業者 各位

宇都宮市農業再生協議会
会長 佐 藤 俊 伸

令和 7 年度 主食用水稻作付参考値について（通知）

国が提供する需要見通し及び栃木県再生協議会が独自に農業団体へ販売実績等の聞き取り調査を行い、県全体の需要見通しを設定したことを踏まえ、令和 7 年度主食用水稻の作付参考値を算定しましたので、営農計画書の「主食用水稻作付参考値」欄を御確認ください。

【主食用水稻作付率等】

主食用水稻作付率	5 5 . 6 %
主食用米の基準単収	5 4 7 k g / 1 0 a

【作付参考値の記載場所】

宇都宮市農業再生協議会 行
令和 7 年 度 水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稻共済耕地情報申告票〕

※本計画書の提出にあたっては、別紙個人データ等の取扱いについて承諾します。
※願書表示の水田は、水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田です。（4年連続不作付、畦畔・水利なしなど）

市町村名：栃本郡宇都宮市	農 業 者 氏 名 フリガナ サイセイ キヨタロウ 再生 協太郎	住 所 〒 320-6818 旭 1 丁 目 1 番 5 号	TEL. 028-632-2438
地区CD名：018 その他 集落CD名：091 その他 農家番号：9999	農 業 組 合 員 コー ド 認定状況 認定なし	人・農 業 プ ラ ン 登録なし	認 定 方 針 作 付 成 書 コード：9999999

【主食用水稻作付参考値】

	数量 (kg)	面積 (㎡)
当初 (A)	7,251	13,256
地域内調整 (B)		
確定 (C) = (A) + (B)		
基準単収	作付面積 (D)	3,678
547	差 引 面 積 (C) - (D)	

【主食用水稻作付参考値】

	数量 (kg)	面積 (㎡)
当初 (A)	7,251	13,256
地域内調整 (B)		
確定 (C) = (A) + (B)		
基準単収	作付面積 (D)	3,678
547	差 引 面 積 (C) - (D)	

営農計画書の【主食用水稻作付参考値】欄を御確認ください。

事例の場合、主食用水稻作付参考値（面積）は、13,256 ㎡となります。